

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

高知県選挙管理委員会告示	ページ
高知県議会議員選挙の候補者がポスターの掲示を開始できる日の定め <3・29掲示>	2
条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 <">	2
高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 <">	2
高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 <">	2
高知県議会議員の任期満了による一般選挙の執行 <3・30掲示>	2
高知県議会議員選挙の選挙長及びその職務代理者の選任 <">	3
高知県議会議員選挙における事務を行う場所の定め <">	3
高知県議会議員選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所の定め <">	3
高知県議会議員選挙における選挙会の開催日時及び開催場所の定め <">	4
高知県議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 <">	5
高知県議会議員選挙における投票用紙の色の定め <">	5
高知県議会議員選挙における開票事務と選挙会事務との合同に関する告示 <">	5
高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	6
選挙長の事務所 <">	6
立候補の届出の受付要領 <">	6
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	6
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	7
高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長告示	

選挙長告示の方法 <3・30掲示>	8
選挙長の事務所 <">	8
立候補の届出の受付要領 <">	8
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	8
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	9
高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	10
選挙長の事務所 <">	10
立候補の届出の受付要領 <">	10
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	10
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	11
高知県議会議員選挙の無投票 <">	12
高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	12
選挙長の事務所 <">	12
立候補の届出の受付要領 <">	12
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	12
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	13
高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	14
選挙長の事務所 <">	14
立候補の届出の受付要領 <">	14
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	14
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	15
高知県議会議員選挙の無投票 <">	16
高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	16
選挙長の事務所 <">	16
立候補の届出の受付要領 <">	16
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	16
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	17
高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	18
選挙長の事務所 <">	18
立候補の届出の受付要領 <">	18
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	18
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	19

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	20
選挙長の事務所 <">	20
立候補の届出の受付要領 <">	20
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	20
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	21
高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	22
選挙長の事務所 <">	22
立候補の届出の受付要領 <">	22
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	22
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	23
高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	24
選挙長の事務所 <">	24
立候補の届出の受付要領 <">	24
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	24
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	25
高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	26
選挙長の事務所 <">	26
立候補の届出の受付要領 <">	26
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	26
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	27
高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	28
選挙長の事務所 <">	28
立候補の届出の受付要領 <">	28
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	28
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	29
高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長告示	
選挙長告示の方法 <3・30掲示>	30
選挙長の事務所 <">	30
立候補の届出の受付要領 <">	30
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め <">	30
高知県議会議員選挙の候補者の届出 <">	31
高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長告示	

選挙長告示の方法	<3・30掲示>	32
選挙長の事務所	<">	32
立候補の届出の受付要領	<">	32
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め	<">	32
高知県議会議員選挙の候補者の届出	<">	33
高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長告示		
選挙長告示の方法	<3・30掲示>	34
選挙長の事務所	<">	34
立候補の届出の受付要領	<">	34
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め	<">	34
高知県議会議員選挙の候補者の届出	<">	35
高知県議会議員選挙の無投票	<">	36
高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長告示		
選挙長告示の方法	<3・30掲示>	36
選挙長の事務所	<">	36
立候補の届出の受付要領	<">	36
選挙立会人の届出が10人を超えるとき等のくじを行う日時及び場所の定め	<">	36
高知県議会議員選挙の候補者の届出	<">	37
高知県議会議員選挙の無投票	<">	38
高知県人事委員会規則		
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	<3・30掲示>	38
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	<">	38
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	<">	38
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	<">	38
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	<">	38
平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則	<">	39
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	<4・1掲示>	40
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	<">	40
高知県人事委員会告示		
給料表別級別職務区分表の一部改正	<3・30掲示>	40

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙の候補者がポスター掲示場に同法第143条第1項第5号のポスターの掲示を開始できる日を次のとおり定めた。

平成19年3月29日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県議会議員選挙の執行を告示する日

高知県選挙管理委員会告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、13,123人である。

平成19年3月29日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、出納長、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、176,018人である。

平成19年3月29日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成19年3月29日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知市選挙区	88,193人
室戸市、東洋町選挙区	6,232人
安芸市、芸西村選挙区	6,992人
南国市選挙区	13,671人
土佐市選挙区	8,387人
須崎市選挙区	7,185人
中村市選挙区	9,153人
土佐清水市選挙区	4,988人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,928人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,748人

香美郡選挙区	17,513人
長岡郡選挙区	2,885人
土佐郡選挙区	2,505人
吾川郡選挙区	13,566人
高岡郡選挙区	18,057人
佐賀町、大正町、大方町、十和村、西土佐村選挙区	6,705人

高知県選挙管理委員会告示第25号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成18年法律第107号)第1条第1項及び第2条の規定により、高知県議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり執行する。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

- 1 選挙の期日
平成19年4月8日
- 2 選挙の期日の告示日
平成19年3月30日
- 3 選挙すべき人数
39人

高知県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

選挙区	選挙長		同左職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
高知市	高知市瀬戸東町二丁目315番地	中越 豊喜	高知市入明町6番8号 入明町県公舎101	村岡 嗣政
南国市				
土佐市	高知市中万々286番地26	行田 博文	高知市下島町51番地	北村 強
香南市				
香美市				
長岡郡、土佐郡				
吾川郡				
室戸市、東洋町	安芸郡奈半利町乙1359番地3	宮崎 恒吉	安芸郡奈半利町乙3988番地	門田 透
安芸市、芸西村				
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村				
須崎市				
高岡郡	須崎市妙見町8番21号	岩崎 嘉徳	須崎市安和546番地	古谷 精喜
宿毛市、大月町、三原村	四万十市深木279番地1	中野 修	四万十市不破2059番地60	弘田 昌
土佐清水市				
四万十市				
黒潮町				

高知県選挙管理委員会告示第27号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県選挙管理委員会の事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

選挙区	場所
高知市	高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階

南国市	高知県選挙管理委員会室 ただし、平成19年3月30日午前8時30分から午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールとする。
土佐市	
香南市	
香美市	
長岡郡、土佐郡	
吾川郡	
室戸市、東洋町	安芸郡奈半利町乙1659番地1 奈半利町役場2階会議室
安芸市、芸西村	
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	
須崎市	須崎市山手町1番7号 須崎市選挙管理委員会室 ただし、平成19年3月30日午前8時30分から午前9時30分までは、須崎市総合保健福祉センター2階会議室とする。
高岡郡	
宿毛市、大月町、三原村	四万十市中村大橋通四丁目10番地 四万十市立図書館4階視聴覚ホール
土佐清水市	
四万十市	
黒潮町	

高知県選挙管理委員会告示第28号

選挙公報の発行に関する条例（昭和41年高知県条例第47号）第4条第2項の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙において発行する選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

- 日時
平成19年3月30日 午後6時
- 場所

選挙区	場所
高知市	高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階 高知県選挙管理委員会室
南国市	
土佐市	
香南市	
香美市	

長岡郡、土佐郡	安芸郡奈半利町乙1659番地1 奈半利町役場2階会議室
吾川郡	
室戸市、東洋町	
安芸市、芸西村	
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	
須崎市	須崎市山手町1番7号 須崎市選挙管理委員会室
高岡郡	
宿毛市、大月町、三原村	四万十市中村大橋通四丁目10番地 四万十市立図書館4階視聴覚ホール
土佐清水市	
四万十市	
黒潮町	

高知県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

- 日時
平成19年4月11日
- 開催の時間及び場所

選挙区	開催時間	開催場所
高知市	午後2時	高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁正庁ホール
南国市	午後2時20分	
土佐市	午後2時	
香南市	午後2時10分	
香美市	午後2時20分	
長岡郡、土佐郡	午後2時30分	
吾川郡	午後2時40分	
室戸市、東洋町	午後2時	安芸郡奈半利町乙1659番地1 奈半利町役場2階会議室
安芸市、芸西村	午後2時10分	
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	午後2時20分	

須崎市	午後2時	須崎市山手町1番7号 須崎市総合保健福祉センター 2階会議室
高岡郡	午後2時10分	
宿毛市、大月町、三原村	午後2時	四万十市中村大橋通四丁目10番地 四万十市立図書館4階視聴覚 ホール
土佐清水市	午後2時10分	
四万十市	午後2時20分	
黒潮町	午後2時30分	

高知県選挙管理委員会告示第30号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

選挙区	支出金額の制限額
高知市	5,377,200円
室戸市、東洋町	5,451,800円
安芸市、芸西村	5,641,000円
南国市	5,602,000円
土佐市	4,944,200円
須崎市	5,689,100円
宿毛市、大月町、三原村	5,011,600円
土佐清水市	5,142,000円
四万十市	5,164,000円
香南市	5,045,900円
香美市	5,969,000円
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村	4,833,100円
長岡郡、土佐郡	4,992,500円
吾川郡	5,700,100円
高岡郡	5,095,400円
黒潮町	4,864,600円

高知県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第45条第2項の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における投票用紙の色を次のとおり定めた。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

投票用紙の色

白色の紙に黒色のインクで印刷したもの

高知県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における開票の事務と選挙会の事務とは、併せて行わないこととする。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

**高知県議会議員選挙
高知市選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長 中越 豊喜

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年3月30日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長 中越 豊喜

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長 中越 豊喜

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙高知市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長 中越 豊喜

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階高知県選挙管理

委員会室

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙高知市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙高知市選挙区選挙長 中越 豊喜

高知市選挙区

受付番号	届出の別	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	米田 みのる	男	高知県	高知県高知市長浜5183番地37	昭和27. 5. 15	日本共産党	高知県議会議員
2	本人	池脇 純一	男	高知県	高知県高知市百石町二丁目17番20号	昭和24. 6. 21	公明党	無職
3	本人	西森 潮三	男	高知県	高知県高知市本宮町5番地	昭和15. 2. 17	自由民主党	高知県議会議員
4	本人	中根 さち	女	高知県	高知県高知市福井町1475番地3	昭和30. 12. 26	日本共産党	団体職員
5	本人	桑名 りゅうご	男	高知県	高知県高知市唐人町9番10-902号 ビ ・ウエル唐人町	昭和37. 11. 16	自由民主党	団体職員
6	本人	高野 光二郎	男	高知県	高知県高知市新屋敷一丁目11番34号	昭和49. 9. 30	無所属	高知県議会議員
7	本人	浜田 よしひこ	男	高知県	高知県高知市福井町1568番地42	昭和19. 3. 9	無所属	団体役員
8	本人	もと木 益樹	男	高知県	高知県高知市九反田3番9号	昭和7. 1. 15	自由民主党	高知県議会議員
9	本人	かわたけ だいすけ	男	高知県	高知県高知市神田662番地23	昭和44. 9. 16	無所属	NPO団体理事
10	本人	おおいし しょう	男	高知県	高知県高知市越前町一丁目13番14号	昭和55. 9. 11	民主党	無職
11	本人	ふあーまー じゅ	男	高知県	高知県高知市仁井田897番地	昭和32. 4. 24	無所属	農業
12	本人	きら 富彦	男	高知県	高知県高知市愛宕町三丁目13番11号	昭和28. 9. 27	日本共産党	高知県議会議員
13	本人	くろいわ まさよし	男	高知県	高知県高知市福井町1000番地8	昭和27. 6. 10	公明党	無職
14	本人	つかじ さち	女	高知県	高知県高知市朝倉丙1215番地8	昭和31. 11. 8	日本共産党	団体役員
15	本人	みつし ぶんりゅう	男	高知県	高知県高知市福井町1390番地31	昭和29. 7. 17	自由民主党	高知県議会議員
16	本人	おかばやし かつし	男	高知県	高知県高知市曙町一丁目4番37号	昭和23. 2. 8	自由民主党	団体役員
17	本人	にしもり まさかず	男	高知県	高知県高知市高須二丁目4番19号	昭和37. 8. 6	公明党	無職
18	本人	たかはし とおる	男	高知県	高知県高知市福井町1784番地11	昭和26. 8. 3	自由民主党	無職
19	本人	さかもと しげお	男	高知県	高知県高知市知寄町二丁目4番10-404 号 サーパス知寄町I	昭和29. 7. 16	無所属	高知県議会議員
20	本人	えぶち せい香	男	高知県	高知県高知市北中山21番地6	昭和14. 10. 4	社会民主党	無職
21	本人	くによし たくじ	男	高知県	高知県高知市大川筋二丁目3番8号	昭和21. 11. 12	無所属	会社役員

**高知県議会議員選挙
室戸市、東洋町選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、安芸郡奈半利町乙1659番地1奈半利町役場掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長

宮崎 恒吉

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、安芸郡奈半利町乙1659番地1奈半利町役場2階会議室に置く。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長

宮崎 恒吉

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長

宮崎 恒吉

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長

宮崎 恒吉

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
安芸郡奈半利町乙1659番地1 奈半利町役場2階会議室

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙室戸市、東洋町選挙区選挙長 宮崎 恒吉

室戸市、東洋町選挙区

受付番号	届出の別	候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	植田 壮一郎	男	高知県	高知県室戸市浮津2番町33番地	昭和31.2.6	無所属	高知県議会議員
2	本人	弘田 兼一	男	高知県	高知県室戸市浮津2番町260番地1	昭和32.2.25	自由民主党	無職

**高知県議会議員選挙
安芸市、芸西村選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、安芸郡奈半利町乙1659番地1奈半利町役場掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長

宮崎 恒吉

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、安芸郡奈半利町乙1659番地1奈半利町役場2階会議室に置く。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長

宮崎 恒吉

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長

宮崎 恒吉

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長

宮崎 恒吉

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
安芸郡奈半利町乙1659番地1 奈半利町役場2階会議室

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長 宮崎 恒吉

安芸市、芸西村選挙区

受付番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	ひぐち 秀洋 <small>ひでひろ</small>	男	高知県	高知県安芸市矢ノ丸一丁目3番14号	昭和24.11.14	自由民主党	無職

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長告示第6号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙の安芸市、芸西村選挙区において、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第100条第4項の規定により、投票は行わない。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙安芸市、芸西村選挙区選挙長

宮崎 恒吉

**高知県議会議員選挙
南国市選挙区
選挙長告示****高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長告示第1号**

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長 中越 豊喜

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年3月30日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長 中越 豊喜

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長 中越 豊喜

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙南国市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第

2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長 中越 豊喜

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階高知県選挙管理委員会室

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙南国市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙南国市選挙区選挙長 中越 豊喜

南国市選挙区

受付 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	みぞぶち 溝 渕 た て お	男	高知県	高知県南国市大埴乙305番地	昭和14. 12. 15	自由民主党	農業
2	本人	さわだ さ わ だ 幸 子	女	高知県	高知県南国市緑ヶ丘一丁目1111番地2	昭和24. 10. 22	無所属	団体役員
3	本人	いのうえ 井 上 よ り よ し	男	高知県	高知県南国市稲生760番地	昭和15. 2. 20	社会民主党	会社役員
4	本人	なかやま 中 や ま 研 し ん 心	男	高知県	高知県南国市日吉町一丁目1番5号	昭和39. 1. 23	民主党	無職
5	本人	はまだ 浜 だ 田 ま さ し 志	男	高知県	高知県南国市亀岩1008番地の125	昭和29. 3. 3	日本共産党	会社社長

**高知県議会議員選挙
土佐市選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長 行田 博文

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年3月30日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長 行田 博文

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長 行田 博文

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙土佐市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長 行田 博文

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階高知県選挙管理

委員会室

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙土佐市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長 行田 博文

土佐市選挙区

受付番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	なかうち けいろう 中内 桂郎	男	高知県	高知県土佐市新居980番地	昭和14. 8. 18	無所属	無職
2	本人	もりた えいじ 森田 英二	男	高知県	高知県土佐市新居170番地の12	昭和26. 8. 16	自由民主党	高知県議会議員

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長告示第6号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙の土佐市選挙区において、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第100条第4項の規定により、投票は行わない。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙土佐市選挙区選挙長 行田 博文

**高知県議会議員選挙
須崎市選挙区
選挙長告示****高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長告示第1号**

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、須崎市山手町1番7号須崎市役所掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、須崎市山手町1番7号須崎市選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年4月8日午前9時30分までは、須崎市総合保健福祉センター2階会議室に置く。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙須崎市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとお

り定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
須崎市山手町1番7号 須崎市選挙管理委員会室

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙須崎市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙須崎市選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

須崎市選挙区

受付番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	たにもと としあき 谷 本 敏 明	男	高知県	高知県須崎市池ノ内287番地	昭和17. 9. 18	無所属	農業
2	本人	あさひな としひろ あさひな 利 広	男	高知県	高知県須崎市山手町18番12号	昭和13. 7. 20	無所属	会社役員

**高知県議会議員選挙
宿毛市、大月町、
三原村選挙区
選挙長告示**

**高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長告示
第1号**

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、四万十市中村大橋通四丁目10番地四万十市役所掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長
中野 修

**高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長告示
第2号**

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、四万十市中村大橋通四丁目10番地四万十市立図書館4階視聴覚ホールに置く。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長
中野 修

**高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長告示
第3号**

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長
中野 修

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

**高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長告示
第4号**

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用す

る同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長
中野 修

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
四万十市中村大橋通四丁目10番地 四万十市立図書館4階視聴覚ホール

高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区の候補者として、本日次のおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙宿毛市、大月町、三原村選挙区選挙長 中野 修

宿毛市、大月町、三原村選挙区

受付 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	ふたがみ しょうぞう 正三	男	高知県	高知県宿毛市和田340番地3	昭和21. 7. 13	無所属	高知県議会議員
2	本人	なかにし 中西 さとし	男	高知県	高知県宿毛市中央七丁目4番9号	昭和26. 12. 7	自由民主党	高知県議会議員
3	本人	おきもと 沖本 としお	男	高知県	高知県宿毛市山奈町芳奈1458番地	昭和23. 8. 28	無所属	農業

**高知県議会議員選挙
土佐清水市選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、四万十市中村大橋通四丁目10番地四万十市役所掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長 中野 修

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、四万十市中村大橋通四丁目10番地四万十市立図書館4階視聴覚ホールに置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長 中野 修

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長 中野 修

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長 中野 修

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
四万十市中村大橋通四丁目10番地 四万十市立図書館4階視

聴覚ホール

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙土佐清水市選挙区選挙長 中野 修

土佐清水市選挙区

受付 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	もり 森 よしかず	男	高知県	高知県土佐清水市寿町2番1号	昭和26.2.6	無所属	会社役員
2	本人	にしもと 西本 かついち	男	高知県	高知県土佐清水市中浜663番地6	昭和32.11.10	無所属	団体職員
3	本人	よこやま よこやま 浩一	男	高知県	高知県土佐清水市下ノ加江211番地27	昭和18.9.5	無所属	造船所経営
4	本人	おかぼやし 岡林 しんいち	男	高知県	高知県土佐清水市天神町11番43号	昭和22.4.12	無所属	会社役員

**高知県議会議員選挙
四万十市選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、四万十市中村大橋通四丁目10番地四万十市役所掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長 中野 修

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、四万十市中村大橋通四丁目10番地四万十市立図書館4階視聴覚ホールに置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長 中野 修

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長 中野 修

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙四万十市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長 中野 修

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
四万十市中村大橋通四丁目10番地 四万十市立図書館4階視

聴覚ホール

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙四万十市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙四万十市選挙区選挙長 中野 修

四万十市選挙区

受付 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	たがしら ぶんごろう 田 頭 文 吾 郎	男	高知県	高知県四万十市敷地1592番地 1	昭和7.4.16	日本共産党	農業
2	本人	ともり まさのり と も り 正 典	男	高知県	高知県四万十市具同5447番地 3	昭和19.2.11	自由民主党	高知県議会議員
3	本人	とみた としまさ と み た 俊 正	男	東京都	高知県四万十市右山天神町 4 番29号	昭和34.6.15	民主党	会社員

**高知県議会議員選挙
香南市選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長 行田 博文

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年3月30日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長 行田 博文

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長 行田 博文

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙香南市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長 行田 博文

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階高知県選挙管理

委員会室

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙香南市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙香南市選挙区選挙長 行田 博文

香南市選挙区

受付番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	うえた たきお	男	高知県	高知県香南市野市町みどり野三丁目105番地	昭和18.11.24	無所属	会社役員
2	本人	かじはら だいすけ	男	高知県	高知県香南市野市町東野158番地	昭和48.10.29	無所属	無職
3	本人	きよとう まさし	男	高知県	高知県香南市夜須町坪井1340番地	昭和40.5.9	無所属	無職
4	本人	もり まさのぶ	男	高知県	高知県香南市野市町西野2672番地1	昭和23.4.14	自由民主党	高知県議会議員

**高知県議会議員選挙
香美市選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長 行田 博文

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年3月30日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長 行田 博文

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長 行田 博文

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙香美市選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長 行田 博文

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階高知県選挙管理

委員会室

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙香美市選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙香美市選挙区選挙長 行田 博文

香美市選挙区

受付番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	くろいわ 黒岩 直良	男	高知県	高知県香美市香北町梅久保671番地	昭和21. 2. 8	無所属	会社相談役
2	本人	まちだ 町田 いさく	男	高知県	高知県香美市土佐山田町西本町三丁目3番2号	昭和34. 4. 15	自由民主党	団体役員

**高知県議会議員選挙
奈半利町、田野町、
安田町、北川村、
馬路村選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、安芸郡奈半利町乙1659番地1奈半利町役場掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長 宮崎 恒吉

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、安芸郡奈半利町乙1659番地1奈半利町役場2階会議室に置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長 宮崎 恒吉

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長 宮崎 恒吉

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人

以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長 宮崎 恒吉

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
安芸郡奈半利町乙1659番地1 奈半利町役場2階会議室

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区の候補者として、本日次のおり届出があった。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区選挙長 宮崎 恒吉

奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区

受付 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	はまだ 浜田 ひでひろ	男	高知県	高知県安芸郡奈半利町乙1750番地	昭和29. 4. 7	無所属	高知県議会議員
2	本人	さいとう 斉藤 みつひこ	男	高知県	高知県安芸郡奈半利町乙1878番地3	昭和32. 1. 7	自由民主党	無職

**高知県議会議員選挙
長岡郡、土佐郡選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長の告示は、高知県公報に登載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長

行田 博文

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年3月30日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長

行田 博文

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長

行田 博文

1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。

2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。

3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長

行田 博文

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階高知県選挙管理委員会室

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙長岡郡、土佐郡選挙区選挙長 行田 博文

長岡郡、土佐郡選挙区

受付 番号	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	かわい 川井 きくひろ	男	高知県	高知県長岡郡本山町北山甲527番地	昭和23.10.2	無所属	林業
2	本人	しきじ 式地 ひろただ	男	高知県	高知県土佐郡土佐町高須412番地	昭和17.1.18	無所属	農業

**高知県議会議員選挙
吾川郡選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁前の掲示場に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長 行田 博文

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、高知市丸ノ内一丁目2番20号高知県庁3階高知県選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年3月30日午前9時30分までは、高知県庁正庁ホールに置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長 行田 博文

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長 行田 博文

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙吾川郡選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長 行田 博文

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁3階高知県選挙管理

委員会室

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙吾川郡選挙区の候補者として、本日次のおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙吾川郡選挙区選挙長 行田 博文

吾川郡選挙区

受付番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	たてだ や す 立 田 や す	女	高知県	高知県吾川郡春野町南ヶ丘九丁目4番地1	昭和20. 7. 31	無所属	無職
2	本人	あげた しゅうご 上 田 周 五	男	高知県	高知県吾川郡いの町3928番地1	昭和24. 11. 21	無所属	高知県議会議員
3	本人	にしおか とらはちろう 西 岡 寅 八 郎	男	高知県	高知県吾川郡いの町3060番地	昭和10. 4. 27	自由民主党	団体役員

**高知県議会議員選挙
高岡郡選挙区
選挙長告示**

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長告示第1号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、須崎市山手町1番7号須崎市役所掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、須崎市山手町1番7号須崎市選挙管理委員会室に置く。ただし、平成19年3月30日午前9時30分までは、須崎市総合保健福祉センター2階会議室に置く。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙高岡郡選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
須崎市山手町1番7号 須崎市選挙管理委員会室

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙高岡郡選挙区の候補者として、本日次のとおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

高岡郡選挙区

受付番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	ゆうき けんすけ 健輔	男	高知県	高知県高岡郡佐川町甲780番地2	昭和7.4.1	自由民主党	団体役員
2	本人	たけいし としひこ 武石利彦	男	高知県	高知県高岡郡四万十町本町7番13号	昭和32.10.18	自由民主党	高知県議会議員
3	本人	たむら てるお 田村てるお	男	高知県	高知県高岡郡佐川町甲1092番地	昭和13.11.1	無所属	団体役員
4	本人	さたけ みちお 佐竹みちお	男	高知県	高知県高岡郡四万十町琴平町10番19号	昭和15.6.18	無所属	高知県議会議員

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長告示第6号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙の高岡郡選挙区において、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票は行わない。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙高岡郡選挙区選挙長 岩崎 嘉徳

**高知県議会議員選挙
黒潮町郡選挙区
選挙長告示****高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長告示第1号**

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長の告示は、高知県公報に掲載して行うものとする。ただし、急を要するときは、四万十市中村大橋通四丁目10番地四万十市役所掲示板に掲示して行うものとする。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長 中野 修

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長告示第2号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における選挙長の事務所は、四万十市中村大橋通四丁目10番地四万十市立図書館4階視聴覚ホールに置く。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長 中野 修

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における立候補の届出の受付要領を次のとおり定めた。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長 中野 修

- 1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分までに選挙長事務所の立候補受付係に到着した者が2人以上ある場合については、くじにより受付順位を決定する。
- 2 前記1のくじに先立ち、午前8時30分にくじを引く順位を決めるくじを行う。
- 3 午前8時30分後に到着した者については、到着順に受付を行う。

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長告示第4号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙における高知県議会議員選挙黒潮町選挙区の選挙会に立会すべき選挙立会人の届出が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときにおいて、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項又は第4項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長 中野 修

- 1 日時
平成19年4月6日 午前10時
- 2 場所
四万十市中村大橋通四丁目10番地 四万十市立図書館4階視聴覚ホール

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4の規定により、平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙黒潮町選挙区の候補者として、本日次のおり届出があった。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長 中野 修

黒潮町選挙区

受付番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	本人	やまもと ひろあき 山 本 広 明	男	高知県	高知県幡多郡黒潮町佐賀2988番地	昭和23.10.1	自由民主党	高知県議会議員

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長告示第6号

平成19年4月8日に行う高知県議会議員選挙の黒潮町選挙区において、届出のあった候補者が選挙すべき議員の定数を超えないので、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第100条第4項の規定により、投票は行わない。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県議会議員選挙黒潮町選挙区選挙長 中野 修

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第11号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「助教」を「准教授」に改める。

別表第12中「助教」を「准教授」に、

助手	を	助教 助手	に改める。
----	---	----------	-------

別表第13備考1の(1)のイ中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第19の1 大学卒の六 大学4卒の項(7)中「盲学校若しくは聾学校」を「特別支援学校(平成18年法律第80号による改正前の学校教育法(以下「改正前の学校教育法」という。)第71条に規定する盲学校又は聾学校を含む。)」に改め、同表の2 短大卒の二 短大2卒の項(3)中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校(改正前の学校教育法第71条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校を含む。以下同じ。)」に改め、同表の3 高校卒の一 高校専攻科卒の項(1)中「、盲学校、聾学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表の3 高校卒の二 高校3卒の項(1)中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表の4 中学卒の中学卒の項(1)中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第24中「助手」を「助教及び助手」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第12号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「助教」を「准教授」に、「及び助手」を「助教及び助手」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第13号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表教育職給料表の項中「助教」を「准教授」に、「助手」を「助教及び助手」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第14号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年高知県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第3条第3号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特

別支援学校」に改め、同条第4号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第15号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第3条の2中「規定により」を「規定に基づき」に改め、同条を第4条とする。

第5条第1項中「条例第7条」を「又は条例第7条」に改め、「置き、又は前条第1項の規定により休息時間を」を削る。

第6条第1項中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第2号ア中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第8条中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第8条の2及び第8条の3第1項中「第9条の2第1項」を「第9条第1項」に改める。

第8条の4第1項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の5中「第8条の3及び前条(第1項第3号及び第4号)を「前2条(前条第1項第3号及び第4号)に、「第9条の2第3項」を「第9条第3項」に改める。

第8条の6及び第8条の7中「第9条の2第2項」を「第9条第2項」に改める。

第8条の8第1項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第8条の9中「第8条の7及び前条(第1項第3号及び第4号並びに第2項第1号及び第2号)を「前2条(前条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号)に改める。

第12条第1項の表の20の項中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の表の20の項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(掲示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第16号

平成19年4月1日における特定の職務の級の切替え等に関する規則

(趣旨)

第1条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県条例第51号。以下「職員の改正条例」という。)による改正後の職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号。以下「改正後の職員の条例」という。)附則第12項及び第13項、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県条例第62号。以下「公立学校職員の改正条例」という。)による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「改正後の公立学校職員の条例」という。)附則第12項及び第13項並びに警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年高知県条例第63号。以下「警察職員の改正条例」という。)による改正後の警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号。以下「改正後の警察職員の条例」という。)附則第11項及び第12項の規定による職務の級の切替え等並びに職員の改正条例附則第4項、公立学校職員の改正条例附則第4項及び警察職員の改正条例附則第4項の規定による職務の級の切替え等に伴う経過措置に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(改正後の職員の条例附則第12項等の人事委員会の定める職員)

第2条 改正後の職員の条例附則第12項、改正後の公立学校職員の条例附則第12項及び改正後の警察職員の条例附則第11項の人事委員会の定める職員は、給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)別表第1行政職給料表別級別職務区分表の5級の項の職務欄に掲げる職務のうち、課長補佐及び次の表に定める職務以外の職務の職員(人事委員会の定める職員を除く。)とする。

Table with 2 columns: 区分, 職務. Row 1: 知事部局, 本庁の室長(課の内部組織である室の長に限る。)、室長補佐、主任企画員、地域支援企画員(総括)、地域支援企画員(1種)、専門企画員、会計専門員、主任(1種)、隊長、プロジェクトマネージャー、本庁のチーム長、所長(3等級)、出先機関の次長、技術次長、副校長、企画調整監及び総括林業普及指導員

Table with 2 columns: 区分, 職務. Row 1: 教育委員会, 主任企画員、専門企画員、主任(1種)、中部教育事務所次長、図書館次長、青少年センター次長及び高知城管理事務所次長. Row 2: 警察, 警察本部の次長、警察本部の課長補佐、少年サポートセンター副所長、師範及び交通管制官. Row 3: 県立大学, 課長(図書情報課長を除く。)及び事務室長. Row 4: 監査委員事務局, 主任監査員. Row 5: 人事委員会事務局, 課長. Row 6: 労働委員会事務局, 審査調整員

(職員の改正条例附則第13項等の規定による号給の決定)

第3条 平成19年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であって、切替日以降に新たに改正後の職員の条例別表第1行政職給料表(以下この条において「行政職給料表」という。)の適用を受ける(改正後の公立学校職員の条例第5条第2項又は改正後の警察職員の条例第4条第2項の規定により準用して適用される場合を含む。以下この条において同じ。)こととなる職員について、改正後の職員の条例附則第13項、改正後の公立学校職員の条例附則第13項又は改正後の警察職員の条例附則第12項の規定によりその者の号給を決定するときは、切替日の前日に行政職給料表の適用を受けていたものとした場合に同日において行政職給料表の5級となる職員のうち、前条に規定する職員に該当することとなる職員について、切替日においてその者の属する職務の級を行政職給料表の4級とし、その者の切替日における号給を切替日の前日に受けることとなる号給の給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)の同じ額又は直近下位の額の給料月額に相当する額の号給とする。

2 切替日以降に期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)第6条第1項各号に掲げる者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者(以下この条において「人事交流等職員」という。)であって、行政職給料表の適用を受ける職員について、改正後の職員の条例附則第13項、改正後の公立学校職員の条例附則第13

項又は改正後の警察職員の条例附則第12項の規定によりその者の号給を決定するときは、その者の属する職務の級が切替日の前日において人事交流等職員となったものとした場合に同日において行政職給料表の5級となる職員のうち、前条に規定する職員に該当することとなる職員について、切替日においてその者の属する職務の級を行政職給料表の4級とし、その者の切替日における号給を切替日の前日に受けることとなる号給の給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)の同じ額又は直近下位の額の給料月額に相当する額の号給とする。

3 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に新たに行政職給料表の適用を受けることとなる職員については、前2項の規定を準用して、改正後の職員の条例附則第13項、改正後の公立学校職員の条例附則第13項又は改正後の警察職員の条例附則第12項の規定によりその者の号給を決定するものとする。

(職務の級の切替え等に伴う経過措置)

第4条 切替日以降において前条の規定を適用して号給を決定される職員の切替日に受けることとなる給料月額に相当する額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第95号)附則第12項から第14項まで、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第97号)附則第11項から第13項まで又は警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年高知県条例第98号)附則第15項から第17項までの規定による給料の額との合計額(以下この条において「給料の月額に相当する額」という。)が切替日の前日において受けることとなる給料の月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなる職員には、給料の月額に相当する額のほか、その差額に相当する額を職員の改正条例附則第4項、公立学校職員の改正条例附則第4項又は警察職員の改正条例附則第4項の規定による給料として支給する。

(この規則により難しい場合の措置)

第5条 改正後の職員の条例附則第12項及び第13項、改正後の公立学校職員の条例附則第12項及び第13項並びに改正後の警察職員の条例附則第11項及び第12項の規定による職務の級の切替え等並びに職員の改正条例附則第4項、公立学校職員の改正条例附則第4項及び警察職員の改正条例附則第4項の規定による職務の級の切替え等に伴う経過措置について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 (給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)
 2 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年高知県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のただし書を加える。

ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)附則第12項、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)附則第12項又は警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)附則第11項の規定による職務の級の切替えによるものを除く。

職員給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第17号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項第6号中「聾学校、盲学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第9条第4項第5号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第1の16の表中「農業技術センター山間試験部」を「農業技術センター山間試験室」に改め、同表の21の表中「森林整備課」を「治山林道課」に改め、同表の22の表中「河川防災課、砂防課」を「河川課、防災砂防課」に、「下水道課」を「公園下水道課」に改め、同表の23の表中「森林整備課」を「治山林道課」に改め、同表の24の表中「農林水産部」を「農業振興部、森林部、海洋部」に改める。

別表第2の5中「並びに盲学校、聾学校又は養護学校」を「並びに特別支援学校」に、「(特殊教育諸学校部主事手当)」を「(特別支援学校部主事手当)」に改め、同表の5の(1)の表中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表の5の(2)中「特殊教育諸学校部主事手当」を「特別支援学校部主事手当」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第4中「消防防災課」を「消防政策課」に、「県立の聾学校及び盲学校並びに公立の養護学校」を「公立の特別支援学校」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第18号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1 宿毛市の項中

橋上町坂本 514 - 39	幡多土木事務所坂本ダム 管理事務所	3級
-------------------	----------------------	----

を削る。

別表第2 大豊町の項中「農業技術センター山間試験部」を「農業技術センター山間試験室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第3号

給料表別級別職務区分表(昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

別表第1の5級の知事部局の項中「地域支援企画員(3等級)」を「地域支援企画員(3等級)(地域支援企画員(総括)、地域支援企画員(1種)及び地域支援企画員(3種)に限る。)」に、

「班長
チーフ
主任」

を

「主任(1種)
主任(3種)」

に改め、「専門技術員(3等級)」、「林業普及指導員(3等級)」、「科長」、「専門普及指導員(3等級)」、「主任林業普及指導員」、「船長(3等級)」、「機関長(3等級)」、「一等航海士(3等級)及び「一等機関士(3等級)」を削り、同表の5級の教育委員会の項中

「班長
チーフ
主任」

を

「主任(1種)
主任(3種)」

に改め、「管理主事(3等級)」、「社会教育主事(3等級)」、「指導主事(3等級)及び「総括主任」を削り、同表の5級の警察の項中「主監」及び「技監」を削り、同表の5級の議会事務局の項中「班長」、「政務調査員」及び「主任」を削り、同表の5級の県立大学の項中「チーフ」及び「主任」を削り、同表の5級の監査委員事務局の項中「監査員」を削り、同表の5級の人事委員会事務局の項中「班長」及び「主任」を削り、同表の5級の労働委員会事務局の項中「主任」を削り、同表の5級の海区漁業調整委員会事務局の項を削る。

別表第3の1級の項中

「女子大学又は短期大学の助手」

を

「女子大学又は短期大学の助教
女子大学又は短期大学の助手」

に改め、同表の3級の項中「助教授」を「准教授」に改める。
 別表第4中「盲学校」及び「聾学校」を削り、「養護学校」を「特別支援学校」に改める。